



No.1719  
平成30年  
(2018年) **1月15日**

# 広報 かつしか

毎月5日・15日・25日発行

発行 / 葛飾区 編集 / 広報課 〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 ☎ 3695-1111

いつまでも自分らしくこのまちで

1月の日曜開庁 (区役所のみ) **1月28日(日)午前9時～正午**

【夜間延長窓口】 毎週水曜日(祝日を除く)  
区役所は午後7時30分まで 区民事務所は午後7時まで  
日曜・夜間延長窓口いずれも戸籍・住民記録など一部の業務取り扱い。詳しくは、はなしょうぶコール(☎6758-2222)へ。

## 住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できるように

# 在宅医療を 推進します

【担当課】 地域保健課  
☎3602-1231



### 在宅医療とは

通院が困難な患者の自宅に医師が訪問して、医療サービスを提供するものです。医師が計画的に訪問して医療を行う「**訪問診療**」と臨時に医療サービスを提供する「**往診**」があります。

### 多くの方が自宅での生活を望んでいます

- 国の調査では「**自宅で人生の最後を迎えたい**」と回答した人が**54.6%**で最も多い結果となっています(平成24年度内閣府『高齢者の健康に関する意識調査』)。
- 区の調査では、将来介護を受けるようになったときに、「**自宅で生活することを望む**」と回答した人が**6割近く**を占めています(平成27年度葛飾区世論調査)。

要介護時に望む生活 (平成27年度葛飾区世論調査)



人口10万人以上の自治体の中で、**在宅死の割合が全国で第1位**になりました。区では今後も在宅医療を推進していきます。

### 病気になっても自分らしく過ごすために

わたクリニック(在宅療養支援診療所) 院長 **渡邊 淳子氏**

年をとっても、病気になっても、在宅療養を選択することで、心を癒やしてくれる大切なご家族やペットなどと一緒に過ごすことができます。失って初めて気付く、ありがたい当たり前の日常が家にはあります。悔いなく過ごすために、元気なうちから相談できる窓口を見つけておきましょう。在宅医療の提供には、看護師や薬剤師など複数の職種や病院と連携することが不可欠です。患者さんやご家族の情報を共有することで、適切な医療の提供につなげています。



## 在宅医療を推進するために

### 連携して在宅療養生活を支えます



葛飾区医師会理事  
おおやまたかのり  
**大山高令氏**

医師会では、「葛飾区在宅医療介護連携推進会議」などへの参加を通じ、歯科医師会や薬剤師会、訪問看護ステーション、ケアマネジャーおよび区などの多職種間での顔の見える関係を構築しています。

平成29年3月からは、在宅医療を希望する高齢者と家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、医師会事務局に「かつしか連携医相談室」を設け、在宅で診てくれる医師が見つからない方への情報提供などを行っています。

### 葛飾区在宅療養ガイドブック

在宅療養を支えるさまざまな人やサービス、事例を掲載しているガイドブックの発行を3月に予定しています。

配布場所など、詳しくは順次、広報かつしかなどでお知らせします。

【担当課】 政策企画課 ☎5654-8142

### 「かかりつけ」を持ちましょう

#### かかりつけ医

日常的な診療や健康管理などについて相談できる身近な医師です。

かかりつけ医がない場合は、葛飾区医師会事務局(☎3691-8536)へお問い合わせください。

#### かかりつけ歯科医

歯の治療、予防、指導に継続的に取り組み、お口の健康を維持してくれます。障害のある方や寝たきりの方にお近くの歯科医を紹介します。

【受付日時】

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前10時～正午、午後1～4時

【紹介窓口】

かかりつけ歯科医紹介窓口(たんぼぼ歯科診療所内)

☎3690-5209

#### かかりつけ薬局・薬剤師

服薬状況を継続的に把握し、必要に応じて自宅訪問により残った薬の整理や処方された薬について、医師への確認も行います。

【問い合わせ】

葛飾区薬剤師会事務局

☎3693-0185

### 訪問診療

24時間の訪問診療や訪問看護が可能な在宅療養支援病院(4カ所)や在宅療養支援診療所(36カ所)を中心として、高齢者の体調急変時や在宅の看取りに対応しています(平成29年11月現在)。

### かつしか在宅医療サポート搬送入院システム

在宅療養患者が入院での治療などを必要とする場合に、区内の医療機関が所有する病院救急車を利用して、あらかじめ登録した区内の医療機関に搬送します。

【対象】

区内在住で次の全てに該当する方  
▶ 自宅や福祉施設で療養をしている  
▶ かかりつけ医がいる

【利用方法】

かかりつけ医と相談の上、利用登録同意書による事前登録が必要です。

【登録・搬送費用】

無料

【担当課】

地域保健課

☎3602-1231

